

広報

うわじまちくしょうぼう

第75号

宇和島地区消防本部
宇和島地区防火協会
<http://www.119.uwajima.nanpu.or.jp/>

秋の火災予防運動

11月9日(日)～11月15日(土)

【住宅防災 いのちを守る7つのポイント】

○ 3つの習慣

- 1 寝たばこは、絶対やめる。
- 2 ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- 3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

○ 4つの対策

- 1 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 2 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 3 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

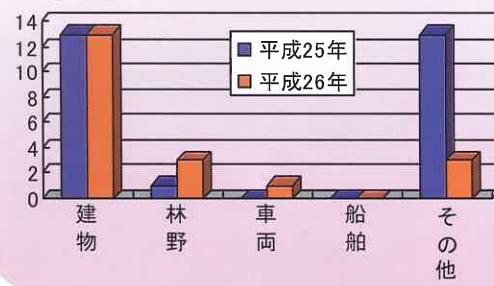


平成26年上半年 火災・救急速報



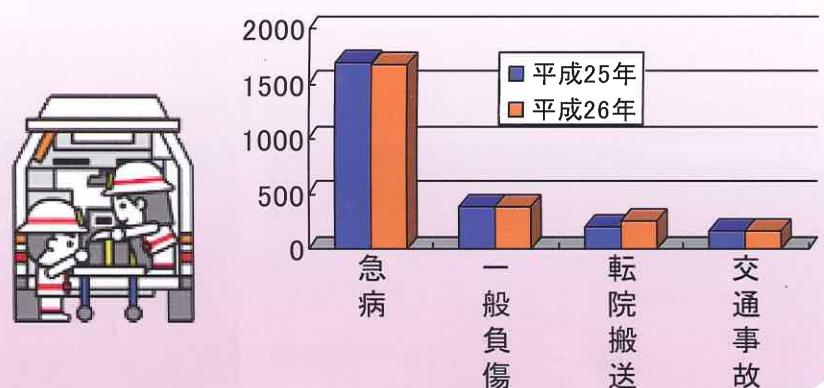
火災概況

平成26年上半年に宇和島地区管内で発生した火災は20件で、前年の27件に比べ7件減少しました。また、月平均出火件数は3.3件で、およそ10日に1件の割合で火災が発生することになります。火災種別では、建物火災13件、林野火災3件、車両火災1件、その他火災3件となっています。昨年の同時期には、その他火災が非常に多く(13件)発生しましたが、今年は大幅に件数が減少しています。出火原因では、たき火5件、こんろ4件、ストーブ3件、枯草焼き2件などとなっており、他に、放火、電気機器、煙突、煙火及び溶断器などが原因となる火災が発生しています。



救急概況

平成26年上半年の救急出場件数は2,536件で、前年に比べ31件増加し、搬送人員は2,372人で45人増加しています。事故種別では、最も多いのが急病で1,666件、次いで一般負傷377件、転院搬送258件、交通事故164件などとなっています。なお、救急車で搬送された人の約45%は軽症です。この中には、本来、救急車が必要でなかった人や、救急車をタクシー代わりに利用する方も含まれている可能性があります。



少年消防クラブ夏季研修

今年も7月29日、30日に、愛南町の山出憩いの里温泉キャンプ場において、鶴島小学校少年消防クラブの夏季研修を行いました。参加したクラブ員27名は、AEDの取扱いを交えた心肺蘇生法や三角巾による固定法、訓練用消火器を使った消火訓練など、夏の日差しを浴び、楽しく、お互いに協力しながら学ぶことができました。残念ながら、予定していた住吉小学校、みどり寮合同夏季研修は台風の接近により中止となりましたが、少年消防クラブ員の今後の活躍が非常に楽しみです。



エアゾール式簡易消火具の破裂事故にご注意!

先頃、テレビの報道番組の中で、エアゾール式簡易消火具の破裂事故が特集され、住民の方々から多くの問い合わせをいただきました。この事故は、平成24年ごろから全国各地で発生が報告されており、同年11月には当消防本部管内でも同様の破裂事故が発生しております。破裂の原因としては、製造工程に不具合があり消火具内部の腐食が進行することによって、「大きな音をともない破裂」するというものです。

現在も該当する簡易消火具は自主回収の対象商品とされ、業者による回収が進められておりますが、まだ多数の簡易消火具が回収・廃棄されずに残っています。今一度、みなさんのご家庭・職場等に該当する簡易消火具が置いてないか確認してください!万が一、該当する簡易消火具が見つかった場合は、下図の手順に従って対応してください。

まだある!どこかに!

エアゾール式簡易消火具をお持ちのお客様へ

自主回収 対象商品の廃棄処分のお願い

新聞社告等でご案内させていただいておりましたが、ヤマトプロテック株式会社製のエアゾール式簡易消火具の一部におきまして、製造工程上の不具合を原因とする内部腐食の進行により「大きな音をともなう破裂事故等」が発生し、皆様には大変ご迷惑をおかけ致しておりますことを、深くお詫び申し上げます。

弊社では、これまで皆様のご協力を得て自主回収を推進してまいりました。しかし、今年で製造から10年が経過しておりますが、まだ多数の消火具が残っている可能性が高く、事故防止を図る観点から、今後とも皆様方のご協力を得て一層の回収・廃棄に努めてまいります。



■対象商品(自主回収) 【ヤマトボイーキ】	■対象商品(自主回収) 【FMボイーキ】
製造ロット番号 品質保証期間	製造ロット番号 品質保証期間
K0301 2005.01	KN301 2005.02
K0301 2005.02	KN322 2005.02
KN326 2005.02	KD319 2005.03
KD317 2005.03	K1425 2005.04
K1426 2005.04	K2408 2005.05
K2407 2005.05	K2421 2005.05
K2420 2005.05	K3406 2005.06
K3407 2005.06	K3418 2005.06
K3419 2005.06	K4423 2005.07
K4422 2005.07	K7425 2005.10
K7424 2005.10	



■対象商品(自主回収) 【FMボイーキ】
製造ロット番号 品質保証期間
KN301 2005.02
KN322 2005.02
KD319 2005.03
K1425 2005.04
K2408 2005.05
K2421 2005.05
K3406 2005.06
K3418 2005.06
K4423 2005.07
K7425 2005.10

製造ロット番号と品質保証期間は、缶底に表示しています。
例えば、2005年10月に品質保証期間が過ぎた場合、以下のように記載されています。

2005.10

対象商品の品質保証期間
2005.01～2005.10
回収および廃棄率 約70%
(当社調査による結果)

製造から10年経過

対象商品(自主回収)は、上記の製造ロット番号をご確認ください。すでに全ての商品は生産を中止しており品質保証期間も過ぎておりますので、このチラシ裏面に記載しております【廃棄処分の仕方】を参考に廃棄処分をお願いします。また、お客様の安全と安心をより確実なものとするため、上記の対象商品(自主回収)をお持ちで廃棄処分に関してお困りのお客様は、弊社お客様相談窓口までご連絡ください。なお、廃棄処分の対応が難しい方は、回収セットをお送りいたしますので、お申し出ください。今後このようなことのないよう一層の管理体制の向上に努める所存でございますので、何卒、ご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

*品質保証期間が2005年11月以降の商品は、製造方法を改善し、品質管理も徹底しております。液漏れや亀裂・破裂がおこる可能性はございません。

お問い合わせ

この件に関するお問い合わせ・ご質問などは、弊社までご連絡ください。

※なお、ご連絡頂きました個人情報をつきましては、本件対応以外には使用いたしません。

ヤマトプロテック株式会社

お客様相談窓口 (フリーダイヤル) 0120-801-084

受付時間・月～金(祝日除く) 午前9:00～午後5:00

弊社ホームページでも詳細を掲載しております。<http://www.yamatoprotec.co.jp/>

お問い合わせ窓口でも詳しく説明しております。
下記QRコードを読み込んでください。
http://yp-vt.net/az_mob/top.html

対象商品 安全ロックにリングについているもの
1.安全ロックのノズル先端側を、まっすぐに①の矢印方向へ一杯まで引き起こし、完全にちぎりとしてください。

対象外品 安全ロックにリングについているもの
1.キャップを取り、リングを矢印方向へ引いてください。



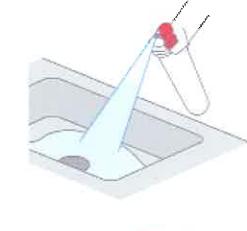
- 2.レバーを握り、バケツなどに全量放射してください。排水口に直接放射してもかまいませんが、その際は、消火薬剤が飛び散ることがありますのでご注意ください。(放射するときは、本体を45度以上傾げずに放射してください。左右方向、後ろ方向に傾けて使用しないでください。ガスのみが出て、十分に消火薬剤が放射されない恐れがあります)
- 3.残ガスを完全に抜いてください。(30秒程度で全て出すことが出来ます)
- 4.消火薬剤は水を主成分とした洗剤に近い成分です。下水などに流しても問題ございません。
- 5.空になった容器は、お住まいの自治体のルールに従ってご処分ください。

誤って放出された場合

- 薬剤は水溶性ですので、から拭きで薬剤を取除いた後に水拭きのお掃除をオススメします。さらにベトベト感のある場合は、さらに水拭きとから拭きをしてください。また、お肌の弱い方は、薬剤が手についた場合、肌荒れなどを起こす事も考えられますので、ゴム手袋・モップなどの使用をオススメします。

廃棄上の注意

- 人に向けて放射しないでください。
- 商品缶体に取り扱いにおける注意事項が記載されていますので、ご確認ください。
- 消火薬剤がかったときは、多量の水で洗い流してください。特に消火薬剤が誤って目に入ったときは、すみやかに水道水で洗い流してください。もし、充血したり目に痛みを感じたときは、医師の診察を受けてください。



広島県広島市大規模土砂災害



8月20日明け方に広島県広島市で発生した大雨に伴う大規模土砂災害に対して、当消防本部から緊急消防援助隊愛媛県隊として3隊9名が派遣され、被害が最も大きかった安佐南区ハ木地区にて8月30日まで行方不明者の捜索活動を行いました。

取り付けましたか? 住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は平成23年6月1日から完全義務化となり、新築、既存を問わずすべての住宅に設置が義務付けとなっています。火災による死者の大半を一般住宅における高齢者の逃げ遅れが占めることから、住宅用火災警報器の設置は、火災による死者の減少に多大な効果があると考えられます。

まだ設置がお済みでないご家庭では、家族や大切な人を火災から守るためにもすぐに取り付けましょう。

お問い合わせは、宇和島地区広域事務組合消防本部 預防課 電話 0895-22-7501

